

「申請に対する処分」基準等公開票(法律又は命令)

許認可等の名称	再開発等促進区等内において、敷地内に有効な空地が確保されている等により、高さ制限の緩和許可	
根拠法令・条項	建築基準法第68条の3第4項	
所 管 課	建築安全課	
審 査 基 準	<p>法第56条の規定の許可としては、総合設計制度（法第59条の2）があり、国土交通省の準則によって一定の算定方法が示されているが、本件の許可については、詳細は示されていない状況である。</p> <p>別に、許可基準を定めるには、総合設計制度と本件の許可の区別化を図る必要があり、内容については、制度として遜色のない内容にする必要がある。</p> <p>しかし、地区によって、有効な空地の扱いが異なることから、基準を設定するのは困難であり、現時点においては、総合設計制度に準じた内容で個別に許可を行うこととし、法の規定以上の設定は不要である。</p>	
標準処理期間	<p>標準処理期間</p> <p>標準処理期間を設定できない理由</p>	許可については、60日を原則とする。